

19～20頁)。

(3) 3号炉の安全審査結果を引き合いに出すゴマカシ

国側は、本件2号炉の安全審査当時には策定されていなかった「耐震設計審査指針」に基づいて安全審査した3号炉の結果を引き合いに出し、その結果に照らしても本件2号炉の耐震性は大丈夫だ、と主張している(23～25頁)。

しかし、3号炉の増設にあたって前面海域の活断層を音波探査法で再調査した際にも、その活動性は低いとの誤認はそのまま。そして敷地前面活断層が起こす地震の発生確率は低いと認定し、緊急炉心冷却装置(ECCS)などの安全装置に適用される「設計用最強地震」の対象から外していたことについては全く触れない、というゴマカシの手口で裁判所をたぶらかそうとしている。

(4) 「断層モデル」の信頼性は棚上げ

3号炉の安全審査では、2号炉の時には採用していなかった「断層モデル」によって、敷地前面での活断層地震の地震動を推定し、原子炉格納建屋や原子炉冷却用配管などにだけ適用する「設計用限界地震動」の数値として、473ガルを採用している。

前項で述べたことから、この数値が正当であるとしても、「設計用最強地震動」として採用すべきであるが、もちろん、そのことについては口を閉ざしたままである。

そして、その数値が2号炉に対する「安全余裕検討用地震動」(注:「設計地震動」200ガルを1.5倍した300ガル)を上回っていることを次のように説明している。

「これは、断層モデルに関する技術の進歩により、新たな三種類の評価方法を併用し、

更に断層の長さや破壊の形態を様々に想定した上、その中で、最も厳しいものを採用するという方法を採用したことなどによる」と(24頁)。

しかし、「断層モデル」に関しては、全くの素人であると法廷で自認していた垣見証人が、「2号炉の安全審査でも『簡易な断層モデル』を使って計算したと聞いている」と、あやふやに証言したことをそのまま引用するだけで、「簡易なモデル」と最新のモデルとがどう違うのかなど、その具体的な内容については全く示すことができないままである。

さらに、電力会社が頼りにしている耐震設計用資料には、「断層モデル」による地震動の計算値は、実際の測定値と2倍以上も食い違いが出るほど、信頼性が低い、と明記されていることを垣見証人が認めている事実についても、全く反論できないままである。

会計報告('99.1/1～1/31)

収入	
会費	63,000
ニュース講読料	35,500
コピー代	1,240
計	104,740
支出	
ニュース印刷代	23,850
郵送料	8,940
振替手数料	970
事務用品費	10,650
2号炉公判支援	30,000
2号炉公判参加補助	15,000
計	89,410
差引	15,330
積立金合計	1,950,007

伊方訴訟ニュース

第306号
1999年2月15日

伊方原発訴訟を支援する会

連絡先 〒530-0047 大阪市北区西天満4-9-15 第一神明ビル
藤田法律事務所 電話 06-6363-2112 口座 00930-0-48780

2号炉第65回公判

国側は約束を破り直前にお粗末な書面を提出 住民側は後日に求釈明するとし、伊方原発で 発生した多くの事故を総括した書面を提出

松山は、前日と打って変わって春の陽気。傍聴券抽選の列には、相変わらず電力関係者らしい人々が多い。列の中に、近く中国電力を相手取って、島根原発1、2号機の差し止め請求裁判を起こす予定の島根から参加された三人の方も。早朝5時に松江を出られたとのこと。原告団の支援を得て全員が入廷。

予定の午後1時半に開廷。まず国側が、三日前によく原告らの手元に届いた準備書面(三四)を、いつものように、声を出さずに“陳述”。

次いで、「原告は何か?」と裁判長に尋ねられた住民側は、近藤さんが立ち、次のように答える。

「国側はなるべく早く書面を出す、ということだったので、それを読んだ上で、疑問点を釈明するための書面を本日提出する予定だったが、我々の手元には三日前に送られてくるという有様。多くの問題を残しても、早期に裁判を終わりたいという我々の熱意に水をかられた思いである。

それで今日は、これまで本件伊方原発で相次いで起こった数々の事故が示している本件2号炉の安全対策の欠陥を明らかにし、もし

地震がやってきたら、必ず大事故が起こるだろうということを裁判所に理解してもらうための準備書面を提出する。

まずその書面を陳述した上で、国側が今回提出した書面について、いずれ求釈明の書面を出す前提で、若干の質問をしたい」と。

裁判長の許可を得た近藤さんは、当日提出の約2万語に及ぶ書面を、時間を気にしながら、40分ほどかけて早口に朗読。近藤さんは、書面にそって、提訴以来の約20年の間に、原告住民らが裁判所に訴え続けてきた本件2号炉の安全上の欠陥が、伊方原発で、そして伊方以外の国内外の原発で、相次いで起こった数々の事故によって実証されてきたことを、説き明かしていく。

そして、本件2号炉を含む伊方原発3機の原子炉施設について、最初は国のお墨付きを信じ、積極的に協力してきた愛媛県や伊方町などの周辺自治体も、相次ぐ事故発生と、あまりにもお粗末な四国電力の対応の連続に、不安からついには怒りの声まであげるに至った経過を明らかにした。

最後に近藤さんは、世界の原発先進国で脱原発政策が決定的となってきていることを話

した。そして、県下の代表的な新聞である愛媛新聞が、五日前の社説で、ドイツでは20年以内に全原発を廃止することで政府と電力会社との間で合意したことを引き合いに出して、日本でも、「切羽詰まって国民に負担を強いる原子力政策」を見直すよう訴えるに至ったことを述べ、「本件裁判に関わる全ての人にも、その問いが突き付けられていると原告は考えています」と述べて陳述を終えた。

そこで裁判長は、書面とともに原告側が提出した書証を確認するとともに、「何度も催促してきている国側証拠の認否などを急いでほしい」と、強く原告らに要求し、原告側も了承した。

近藤さんは、裁判長の許可を得て、国側が今回提出した書面についての質問に移り、まず、添付して提出した書証のうち、活断層の動きから地震動を推定する「断層モデル」の計算法を書いた3書証について、コピー不良や外国語まじりのため、全文、あるいは、図表が全く判読できないことを示し、原告ら住民と裁判所を馬鹿にした国側の姿勢を追及。

確認のために指摘された書証をめくっていた裁判長も、「原告らの言うとおりで、読めない書証は証拠の価値がない。必要なら読めるようにして提出し直してほしい」と、声も出せない国側にお灸。

次いで近藤さんは、「1点だけ聞いておきたい」と、「釈明は書面で」との裁判長の発言も押して、国側に質問。「先に提出した準備書面（立地条件七）で、垣見証人も対象にすることを認めたマグニチュード7.5の芸予地震が、本件原発敷地直下の深さ20Kmの地点で起こったとすると、敷地地盤の地震動は600ガルを超すことを示したが、それに対する反論はどこに書いてあるのか」と。

困り果てた国側の代理人は、今回の書面が原告側の主張に対する反論の書面であることも忘れたかのように、「今回は、原告への反論ではなく、本件2号炉の耐震設計の妥当性は変わらないとの被告の主張を述べた」と、破廉恥な答えでごまかそうとする。裁判長は、今度は被告の肩を持ち、「被告は反論の書面ではないと言っているから」と、近藤さんの追及を打ち切る。

そして裁判長は待ちかねたように、原告席に向って次のように発言。「原告21名のうち、今日は4名しか出廷していない。これでは、陳述した書面も4名だけのものとなってしまふ。前は、もうすこし多かったのが改善されるかと思っていたが、もっと多くの原告が来てもらわないと困る」と。

これに答えて近藤さんは次のように発言。「漁の解禁と、インフルエンザのために、今回は特に少なかった。ただ、今回もいつものように準備書面は原告全部に見てもらい、了承の判ももらってきている。国側は、いつも何もしゃべらずに、陳述します、と言うだけで終わっているのだから、代表が書面を読めばいいと思っていた」と。

裁判長は答える。「それは違う。確かに毎回の準備書面には、判を押しているから全員が書面であることは認めるが、準備書面は口頭弁論の準備のために出すもので、直接主義と言って、原告は出廷することが法律的に義務づけられている。誰か代理人を立てれば、代理人だけでいいのだから、裁判所がたびたび奨めてきたように、代理人を立てることは考えていないのか。このような状態で結審を迎えると、本人訴訟の資格を失う原告が出てしまうので、早急に検討してほしい」と。

それで原告側も、次回からできるだけ多く

の原告が出廷するように努力する、と発言し、今後の日程を次のように決めて閉廷。

法廷ではなく「期日外」で、できるだけ早く原告側から釈明の書面を出し、それに国側も答弁の書面を早く出す、ということをする。その応答結果に基づいて原告側が再反論の書面を次回公判期日までに提出。次回公判は、6月4日、午後1時半から4時までとする、と。

閉廷後のまとめの集まりでは、島根からの三名の参加者を代表して、「島根原発増設反対運動」の代表の安本和正さんが、「昨年確認された原発近くの活断層の危険を訴えて、2月中には提訴の予定なので、伊方の方々の長年の経験に学んで頑張りたい」と決意を表明。近藤さんはじめ、各地の参加者からも手短かに感想や意見を述べ、最後に広野さんから、できるだけ多くの原告が出廷できるようにして最後まで頑張りたいとの迫力に満ちた締め括りの発言を拍手で受けて散会。

裁判を傍聴して 胸が熱くなりました

島根原発増設反対運動 芦原康江

先日は、伊方2号炉を止めるための国を相手とした裁判を傍聴させていただき、伊方の皆さんの永い闘いと、その努力に心から敬服しました。

住民側の陳述は「何としても原発を止めたい」という強い思いがあふれており、私たち島根の住民の思いとも重なり、胸が熱くなりました。

当日は、住民主張に対する国側からの反論の準備書面が提出され、それに対する住民側の反論がされる予定だったとか。その書面が

わずか3日前に出され、しかも、判読不能な証拠資料が平気で提出されていることを知り、国側のいい加減な姿勢にあきれ返ってしまいました。それだけ、国側が追い詰められているのでしょうか。

伊方の皆さんには、どうか更なる闘いで「2号炉設置許可取り消し」をぜひとも勝ち取っていただきたいと思います。私たちも、皆さんに続いて「1、2号炉の運転差し止め」を求めて裁判を開始します。今後も皆さんの闘いに学びながら、ともに原発を止めたいと思います。

お粗末な国側準備書面

原告住民側は、「訴訟ニュース」でも詳細に報告してきたように、これまでに提出してきた何回かの準備書面と、垣見証人への尋問を通じて、次のことを訴え続けてきた。

本件伊方2号機の耐震設計の基になっている敷地地盤の地震動について、国の安全審査が承認した四国電力の推定値の根拠は、全く破綻した、と。

この原告らの明白な主張に、最終準備書面提出の前に反論するように、との原告側の要求に応じて提出されたのが、今回の準備書面（三四）（以下では「国側準備書面」と略）である。しかし、法廷で近藤原告が指摘したように、その準備書面が原告らの手元に届いたのは、公判の三日前で、「昨年中に」との被告国側の約束はホゴにされた。その理由は、サボタージュというより、反論が困難で苦悩したためであろう。そのことは、これまでの原告らの主張に対して、今回の準備書面では、全く反論していないか、あるいは、お粗末な内容の反論しかできていないことで明らかで

ある。以下では、重要な争点のいくつかについて、「国側準備書面」のお粗末さを、具体的に報告しておこう。

1. 原告が訴え続けてきたこと

四国電力は、本件2号機の耐震設計の基礎となる敷地地盤の地震動を推定するにあたって、これまでに敷地周辺の地域で発生した「歴史地震」だけをを対象にし、敷地前面海域の中央構造線沿いの活断層については、その活動性が低いとして、対象から外していた。そして、そうした方法と、それからの推定値を、本件安全審査も妥当と認め、それに基づいて被告の通産大臣は本件2号機の設置を許可したのである。原告側が裁判で訴え続けてきたことは、その方法と推定値の重大な誤りである。

2. 反論が放棄されたままの重要事項

(1) 「歴史地震」からの推定のインチキ

この問題は法廷で近藤原告が追及した。その内容は、原告側が準備書面（立地条件7）でまとめて指摘し、「訴訟ニュース」303号でも報告しておいたが、要約すると、地盤の地震動を低く推定するために、次のようなトリックを用いた、ということである。

トリック1 「歴史地震」を、本件敷地からの遠近で分類し、近距離地震で最大であるとして「伊予宇和島地震」（マグニチュード7.1）を対象にした。

トリック2 この地震のマグニチュードの値は学者の間では過大評価とされているとして、0.2を差し引いて6.9に値切った。そうしておいて、「余裕をみて」ということで、7.1とした。

トリック3 この地震が敷地直下で起こる

とたが、その深さは、伊方周辺で起こる地震は深さが30 Km程度であるとして30 Kmとした。

こうしたトリックのおかげで、本件2号機の設計地震動は200ガルとされた。

原告側は、これらのトリックを次のように改め、敷地での地震動を推定し直した。

トリック1 垣見証人は原告側の尋問に答えて、「遠近による地震の分類には、さしたる理由はない」と証言。それで、遠距離地震にされていた「芸予地震」を対象にした。

トリック2 「芸予地震」のマグニチュードは7.6だが、被告の値切りをそのまま採用して、7.5とした。

トリック3 敷地直下で起こる地震は、活断層地震と考えられるから、垣見証人も認めたように、深さは20 Kmと取るのが合理的であるとした。

こうしておいて、四国電力が採用したのと同じ計算方法を用いて敷地地震動を推定すると、601ガル、つまり、四国電力の計算値200ガルの3倍にもなり、安全審査の誤りも明らかになった、と原告らは主張した。

こうした重要な指摘に対して、「国側準備書面」は、一言も反論していない。

(2) 本件敷地前面海域の活断層の活動性を誤認した。

敷地前面海域の活断層の位置を決めるために、四国電力は、断層で音波の反射の具合が違ってくことを利用した音波探査法を実施した。その結果は、断層の位置が垂直の線で示される図面で表される。

ところが、四国電力が採用した音波探査の方法では、その図面に、音波が反射してでき

る2本の雑音線が、海面に近いところに入る。それで、海底野地層中を上へ伸びてきた断層線は、雑音線のところで切られてしまい、どこまで伸びているか判別できなくなってしまう。そうした図面から四国電力は、敷地前面の活断層は海面近くの地層では動いていない古くて（1万年以上も動いていない）活動性の低い活断層であると判断したという。

尋問の際に原告からその図面を見せられた垣見証人は、「この図面では判断できない」と告白した。さらに、同じような図面から、敷地から東方の海底では活断層の活動性は高い、と四国電力が判断していたことについて尋ねられた垣見証人は、「この図面からは違いは分からない」と答え、安全審査で四国電力の判断を妥当としたことの誤りを認めた。（「訴訟ニュース」290号参照）

素人の原告らが苦勞して発見し、垣見証人も認めた重要な誤りについて、「国側準備書面」は一言も弁明しないままである。

3. 準備書面でのお粗末な反論の例

(1) 「立地審査指針」違反について

原告側は、「敷地前面の至近距離に活断層が確認されたことで、地震の危険性の大きい地点は避けるようにとの主旨で策定された『立地審査指針』の『立地原則』に反することが明白になった」と主張し、垣見証人からも、「敷地から10 Km程度の至近距離で起こる地震は『直下地震』と言える」との証言も引き出した（「訴訟ニュース」291、294号参照）。同指針違反と認定されれば、もちろん、伊方原発の立地そのものが違法なものとなってしまふ。

原告側からの重大な指摘に対する反論らしいものは、国側準備書面の以下に引用する意

味不明確な箇所であるが、反論になっていないことは明らかである。

「立地審査指針は、活断層の存在自体を同指針に違背するとしているものではない。・・・被告が、本件敷地直下には施設の基礎岩盤に変位を与えるような活断層は存在しないと判断したこと、近傍に前面海域断層群が存在すると判断したことは何ら矛盾するものではない」（41頁）と。

(2) 活断層の活動性について

前述のように、敷地前面海域に確認された活動性の高い断層を、国側が誤って判断していた。しかし、その誤りの重大さを隠そうとして、耐震設計では活断層の活動性は問題にならないかのように、国側準備書面では次のように書かれている。

「断層の最新活動時期や活動性に関する評価は、地震が発生する間隔（再来機関）や発生確率には影響を与えるものの、地震の規模等に影響を与えるものではない。断層の活動度に関しては、断層の平均変位速度に基づいて、A級、B級等に分類されるが、この分類によって、発生する地震の規模や地震動の大きさが決せられるものではない」と（39～40頁）。

しかし、一方で「国側準備書面」は、「耐震設計審査指針」を説明している箇所では、活断層の活動度を重視していることを次のように明記しており、前記の主張は、その場その場の言い逃れにすぎない。

「近い将来敷地に影響を与えるおそれのある活断度の高い活断層による地震のうち、最も影響の大きいものを、工学的見地から起こることを予期することが適切と考えられる地震として、「設計用最強地震」とする」と（